

令和8年2月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第 5号	久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・	1
議案第 6号	久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・	4
議案第 7号	久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱について・・・・・・・・	10
議案第 8号	久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を改正する告示について・・・・	16
議案第 9号	久喜市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示について・・・・・・・・・・	18
議案第10号	久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について・・・・・・・・・・	20
議案第11号	久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について・・・・・・・・・・	24
議案第12号	久喜市任期付市費負担教職員の任用について・・・・・・・・・・	26
議案第13号	久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について・・・・・・・・・・	27

議案第 5 号

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する
規則について

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立学校給食センター条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項中「児童又は生徒その他」及び「（次条第2項及び第7条において「児童等」という。）」を削り、「食材等」を「、食材等」に、「認めるもの」を「認めるものに係る」に改める。

第6条第1項中「学校給食費負担者（学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者を、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。））」を「学校給食の提供を受ける者」に改め、「月ごとに」の次に「市長に」を加え、同条第2項中「転入又は転出その他」を「学校給食の提供を受ける者のうち、」に、「児童等の学校給食費」を「もの」に、「乗じて得た額を」の次に「市長に」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒（生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定により教育扶助を受けている世帯の児童又は生徒を除く。）に係る学校給食費については、徴収しないものとする。

第7条中「児童等が」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の久喜市立学校給食センター条例施行規則の規定は、

この規則の施行の日以後において提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供された学校給食費については、なお従前の例による。

議案第 6 号

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を、
別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（令和7年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中久喜市就学援助規則の改正規定を次のように改める。

（久喜市就学援助規則の一部改正）

第5条 久喜市就学援助規則（平成22年久喜市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第28条中久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の改正規定を次のように改める。

（久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正）

第28条 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則（令和4年久喜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小学校又は中学校」を「久喜市立小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第5条第2項中「前条第1号から第5号まで」を「前条第1号から第4号まで」に改める。

第10条中「個人別支給台帳（様式第5号）及び学校給食費支給表（様式第6号）」を「個人別支給台帳（様式第5号）」に改める。

様式第1号を次のように改める。

特別支援教育就学奨励費支給申請書

年 月 日

久喜市教育委員会 あて

申請者（保護者） 住 所
氏 名
電話番号

（氏名は署名してください。記名押印も可能です。）

特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給を受けたいので、久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 学校名、児童・生徒氏名、学年

学校名	児童・生徒氏名	学年
久喜市立		年
久喜市立		年
久喜市立		年

2 添付書類

- (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）
- (2) 市区町村が発行した前年の収入を証明する書類（市が公簿等で確認できる場合は不要）
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類（ ）

3 同意事項

- (1) 就学奨励費の支給認定及び支弁区分の決定に当たっての審査及び当該決定後の支給要件の確認等のため、教育委員会が、様式第2号「特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書」に記載した申請者の世帯の住民情報及び税務情報、生活保護の受給状況及び久喜市就学援助規則の規定による就学援助費の受給状況を確認することに同意します。
- (2) 学校に納めるべき学用品費、通学用品費等に未納があった場合には、就学奨励費から充当することに同意します。
- (3) 転入した申請者については、転入前の市区町村における就学援助費及び就学奨励費の受給状況を確認することに同意します。

4 委任事項

市から受ける就学奨励費について、その受領、物品購入等に係る代金の支払、返納及び学用品費等の未納分への充当事務に関する一切の権限（事務）を対象となる児童生徒が在学中の学校の学校長に委任します。

様式第 5 号を次のように改める。

個人別支給台帳

(整理番号)No.

保護者等の氏名		保護者等の住所				
久喜市立 学校 学年		〒				
児童・生徒氏名		TEL() —				
支弁区分						
<input type="checkbox"/> 支弁区分1(第5条第1項第1号該当) <input type="checkbox"/> 支弁区分2(第5条第1項第2号該当)						
区 分	第 1 回 年 月 日	第 2 回 年 月 日	第 3 回 年 月 日			計
修 学 旅 行 費	円					
校外活動費(宿泊なし)	円					
校外活動費(宿泊あり)	円					
学 用 品 等 購 入 費	円					
新入学児童生徒学用品費等	円					
オンライン学習通信費	円					
計	円					
受 領 印						
備考						

注 受領印は、別に受領に関する書類がある場合は不要

様式第 6 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第7号

久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給
事業実施要綱について

久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施
要綱を、別紙のとおり制定することについて議決を求める。

令和8年2月20日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校給食費の無償措置により生じる学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者と食物アレルギー等の理由により学校給食の全部又は一部の提供を停止している児童又は生徒（以下この条、第3条及び第4条第1項において「食物アレルギー児等」という。）の保護者との経済的利益の均衡を図るため、食物アレルギー児等の保護者に対し、久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金（以下「給付金」という。）を支給する久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金給付事業（第8条において「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「学校給食費」とは、久喜市立学校給食センター条例（平成22年久喜市条例第95号）第5条に規定する学校給食費をいう。

2 この告示において「保護者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

3 この告示において「児童又は生徒」とは、久喜市立学校設置条例（平成22年久喜市条例第86号）第1条の規定により設置された小学校、中学校又は義務教育学校（第4条において「市立学校」という。）に在籍する児童又は生徒をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、食物アレルギー児等の保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に規定する保護を受けている世帯に属する者を除く。）とする。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、食物アレルギー児等が市立学校に登校し、かつ、当該市立学校が学校給食を実施した日数に、久喜市立学校給食センター条例施行規則

(平成22年久喜市教育委員会規則第95号) 第5条第1項に規定する学校給食費の範囲内で教育委員会が別に定める額を乗じて得た額とする。

(給付金の申請等)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給申請書(様式第1号。次項及び次条第1項において「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(支給の決定等)

第6条 市長は、申請者から申請書の提出があったときは、支給の可否及び支給金額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、給付金を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金を支給しないことを決定したときは、食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
申請者 保護者氏名
電 話 番 号

久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金の支給を受けたいので、久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、私は、この申請に基づく給付金の支給決定のため、久喜市長が必要に応じ、市が保有する個人情報について調査すること又は他の自治体若しくは関係機関に対し照会することに同意します。

記

- 1 対象となる児童又は生徒（食物アレルギー等の理由により学校給食の全部又は一部を停止している児童又は生徒）

(フリガナ) 氏名	学校名	学年	学校給食の停止区分
			<input type="checkbox"/> 全部を停止 <input type="checkbox"/> 牛乳のみを停止 <input type="checkbox"/> 牛乳以外を停止
			<input type="checkbox"/> 全部を停止 <input type="checkbox"/> 牛乳のみを停止 <input type="checkbox"/> 牛乳以外を停止
			<input type="checkbox"/> 全部を停止 <input type="checkbox"/> 牛乳のみを停止 <input type="checkbox"/> 牛乳以外を停止

- 2 振込先金融機関

【ゆうちょ銀行以外】

金融機関名	支店名	分類	口座番号（右詰めで記入）						
銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座							
口座名義（カナ）※申請者名義に限る									

【ゆうちょ銀行】

通帳記号 (ハイフンに続く数字がある場合は※欄に記入)	通帳番号（右詰めで記入）					
口座名義（カナ）※申請者名義に限る						

様式第2号（第6条関係）

食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで支給の申請があった久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金については、下記のとおり支給することに決定したので、久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 支給決定額 金 円
- 2 支給対象期間 年 月分～ 年 月分

様式第3号（第6条関係）

食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金不支給決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで支給の申請があった久喜市食物アレルギー等
対応学校給食費相当額給付金については、下記の理由により支給しないことに
決定したので、久喜市食物アレルギー等対応学校給食費相当額給付金支給事業
実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

不支給理由

議案第 8 号

久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を改正する告示について

久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示の一部を改正する告示

久喜市立学校評議員要綱等の一部を改正する等の告示（令和7年久喜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第15条中久喜市学校給食費補助金交付要綱の改正規定を次のように改める。

第15条 削除

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第9号

久喜市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示について

久喜市学校給食費補助金交付要綱を、別紙のとおり廃止することについて議決を求める。

令和8年2月20日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市学校給食費補助金交付要綱を廃止する告示

久喜市学校給食費補助金交付要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第2号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の久喜市学校給食費補助金交付要綱の規定により交付の決定をした補助金については、同要綱第7条から第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

議案第 10 号

久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

久喜市教育委員会公印規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

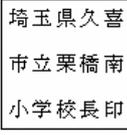
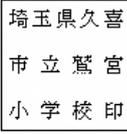
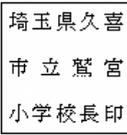
久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

久喜市教育委員会公印規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「久喜市立小学校及び久喜市立中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表中

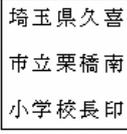
「

埼玉県久喜市立栗橋南小学校長印	方21		栗橋南小学校長名をもって発する文書	栗橋南小学校長
埼玉県久喜市立鷺宮小学校印	方24		鷺宮小学校名をもって発する文書	鷺宮小学校長
埼玉県久喜市立鷺宮小学校印	方60		卒業証書用	鷺宮小学校長
埼玉県久喜市立鷺宮小学校長印	方21		鷺宮小学校長名をもって発する文書	鷺宮小学校長

」

を

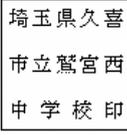
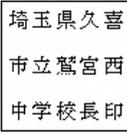
「

埼玉県久喜市立栗橋南小学校長印	方21		栗橋南小学校長名をもって発する文書	栗橋南小学校長
-----------------	-----	---	-------------------	---------

」

に改め、同表中

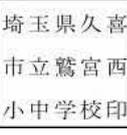
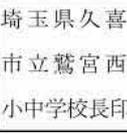
「

埼玉県久喜市立鷺宮西 中学校印	方 2 4		鷺宮西中学校 名をもって発 する文書	鷺宮西中学 校長
埼玉県久喜市立鷺宮西 中学校印	方 6 0		卒業証書用	鷺宮西中学 校長
埼玉県久喜市立鷺宮西 中学校長印	方 2 1		鷺宮西中学校 長名をもって 発する文書	鷺宮西中学 校長

」

を

「

埼玉県久喜市立鷺宮西 小中学校印	方 2 4		鷺宮西小中学 校名をもって 発する文書	鷺宮西小中 学校長
埼玉県久喜市立鷺宮西 小中学校印	方 6 0		卒業証書用	鷺宮西小中 学校長
埼玉県久喜市立鷺宮西 小中学校長印	方 2 1		鷺宮西小中学 校長名をもっ て発する文書	鷺宮西小中 学校長

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第11号 「久喜市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第 1 2 号

久喜市任期付市費負担教職員の任用について

久喜市任期付市費負担教職員を、別紙のとおり任用することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第12号 「久喜市任期付市費負担教職員の任用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第 13 号

久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について

久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定に基づき、別紙のとおり埼玉県教育委員会に対し内申することについて議決を求める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第13号 「久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。